

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

				資料番号	13	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法	根拠条項	19-10	許認可等の内容	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新		
<p>○児童福祉法 第十九条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							